地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

契　約　書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「利用者」といいます。）と特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープ（以下、「事業者」といいます。）は、利用者に対して提供する地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（以下、「通所介護等」といいます。）について、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的に、サービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約の期間）

この契約の契約期間は、契約締結から、要介護・要支援認定の有効期間満了日まで、又事業対象者としてサービスを受ける場合、本契約の有効期限は、契約締結から介護予防サービス支援計画に基づく期間とします。

但し、契約期間満了の７日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。なお、契約更新後の契約期間は、更新後の利用者の要介護認定・要支援認定の有効期間満了日までとします。

第３条（個別援助計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、ケアプランに沿って、「個別援助計画」を作成します。事業者はこの計画の内容を利用者及びその家族に説明します。

第４条（通所介護等の提供場所・内容）

1. 通所介護等の提供場所の所在地及び設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
2. 事業者は、第３条に定めた計画に沿って、サービスを提供します。事業者はサービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

第５条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後５年間保管します。
2. 利用者は事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第１項のサービス提供記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第１項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第６条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、原則として当月の料金合計額の請求書に明細書を付して、翌月 15 日までに利用者に送付します。

3. 利用者は、当月の料金を口座振替の場合は翌月の指定日に、現金の場合は翌月末までに事業者に支払います。
4. 事業者は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。

第７条（サービスの中止）

1. 利用者は事業者に対して、サービス利用当日の朝９時までに通知することにより、料金の負担をすることなく、サービスの利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス利用の当日の朝９時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に定める料金を請求することができます。この場合の料金は第６条の他の料金と合わせて請求します。
3. 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、サービスの提供が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第８条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、１ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の承諾をしない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第９条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して、７日間の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が７日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、理由を示した文書で通知後、１ヶ月の予告期間をおくことにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
   ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
   ② 事業者が守秘義務に反した場合
   ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
   ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
   ① 利用者のサービス利用料金の支払いが２ヶ月以上遅滞し、料金を払うよう催促したにもかかわらず２週間以内に支払われない場合
   ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、３か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
   ③ 利用者又はその家族などが事業者や従業者又は他の利用者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為（ハラスメント行為を含む）を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
   ① 利用者が介護保険施設等に入院又は入所した場合
   ② 利用者の要介護・要支援状態区分・事業対象者判定が、非該当（自立）と認定された場合
   ③ 利用者が死亡した場合

④　利用者が市外または遠隔地に転居した場合

第１０条（秘密保持）

1. 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第１１条（虐待防止および身体拘束の禁止）

事業者は、虐待防止および身体拘束の禁止の推進のため、指針を整備し、責任者を置き、虐待防止および身体拘束の禁止を検討する委員会を開催し、従業者への研修を行います。

第１２条（感染症対策）

事業者は、感染症の発生およびまん延を防止するため、指針を整備し、委員会を開催し、従業者への定期的な研修を行います。

第１３条（ハラスメントへの対応）

1. 当事業所の職場環境やご利用者へのサービスの提供において、ハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・カスタマーハラスメント等）の防止のための取り組みとして、指針の作成、職場内・ご利用者やご家族（代理人を含む）との関わり、関係機関との連携等におけるハラスメント対策、研修等を行います。
2. 従業者や事業所に対しての不信行為・暴力行為・不当要求行為、そのほかのハラスメント行為を禁止します。
3. サービスの提供においてご利用者、ご家族または代理人のいずれかによるハラスメント行為が発生し、適切に支援を提供できない状況になった場合にはサービスの中断や契約の解除をすることがあります。

第１４条（賠償責任）

事故の原因が事業者に責任のある場合は、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。
事業者は、万が一の場合に備えて、居宅介護サービス事業者賠償責任保険に加入しています。

第１５条（緊急時の対応）

事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第１６条（連携）

1. サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、その置かれている環境、他の保健医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。
2. 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、密接な連携に努めます。
3. 通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講じます。

第１７条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所介護等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

第１８条（信義誠実の原則）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第１９条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者及び事業者が署名または記名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者は心身の状況等により署名ができないため、本人の意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆者　　利用者との続柄 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所 在 地　　静岡市葵区黒金町 12-5

事業者　　事業者名　　特定非営利活動法人
ワーカーズコープ　夢コープ

代表者氏名　　理事長　　杉井　初世